環境資源部からのご案内

問い合わせ先：町田市役所環境共生課
電話　042・724・2711

ごみの野焼きは禁止です

市には、近隣での野焼きによって「煙や悪臭で困っている」「干していた洗濯物に煙のにおいがついた」などの相談が寄せられています。廃棄物処理法と東京都環境確保条例により、廃棄物などの野焼き行為は原則として禁止されています。

ただし、「どんど焼きなどの伝統的行事」「樹木や農作物についた病害虫を駆除するための焼却」「庭で少量の落ち葉を燃やすような一過性の軽微なたき火」などの焼却行為は、「禁止の例外」とされています。そのような場合でも、近隣にお住まいの方の迷惑とならないよう、周辺環境に十分配慮して下さい。古紙などは燃やさず、資源として分別して活用しましょう。

× 焼却禁止！

△ 禁止の例外（要配慮）